

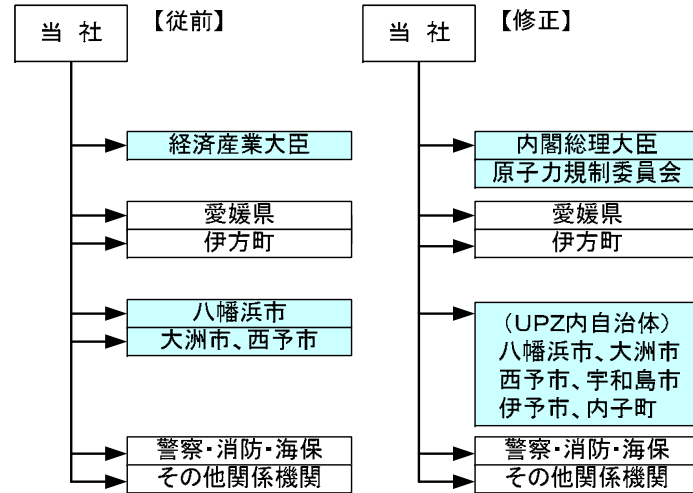
# 「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正概要について

## 1. 原災法改正に伴う修正

### (1) 原子力災害発生時における当社からの通報先を変更

地元自治体への通報先として、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：伊方発電所から概ね半径30kmの区域）に該当する自治体\*（宇和島市、伊予市、内子町）を追加する。  
 国への通報先を経済産業大臣から内閣総理大臣および原子力規制委員会へ変更する。

\* 山口県については、山口県地域防災計画原子力災害対策編の策定後に追加の予定



### (4) 原子力事業所災害対策支援拠点の整備に関する記載の追加

原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点（原子力事業所災害対策支援拠点）の候補として、自社施設をあらかじめ選定

### (5) 原子力緊急事態支援組織の整備に関する記載の追加

原子力事業者で共同運営する支援組織（原子力緊急事態支援組織）に遠隔操作が可能な資機材（ロボット）を配備

支援を要する場合には、支援組織から遠隔操作が可能な資機材（ロボット）の提供を受けることにより、人が立ち入ることができない場所での作業が可能



### (6) 原子力防災訓練の実施・評価に関する記載の追加

事前に訓練計画を定め、訓練実施後には評価・改善を行い、訓練の評価結果を国に報告するとともに要旨を公表

### (2) 緊急時対策所の記載内容の充実

記載内容の充実として、以下の内容を追加記載  
 ・ 緊急時対策所や安全パラメータ伝送システム（SPDS）は、地震等の自然災害が発生した場合においても機能を維持できるものとする。  
 ・ 政府関係機関と接続できる非常用通信機器、テレビ会議システムを整備する。



### (3) 原子力施設事態即応センターの整備に関する記載の追加

原子力事業所災害対策の重要な事項に係わる意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（原子力施設事態即応センター）として、本店非常災害対策室および松山原子力本部非常災害対策室を整備  
 非常用電源の整備および政府関係機関と接続できる非常用通信機器、テレビ会議システムの整備

## 2. 防災体制の見直し

災害対策本部（松山）の災害対策本部長を原子力本部長に変更  
 原子力災害時に防災体制を迅速に確立できるよう従来の準備段階から「非常体制」を発令